

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：17701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780446

研究課題名(和文)ドイツにおける非行青少年への保護と教育に関する歴史研究

研究課題名(英文)A Historical Study on the protection and education of juvenile delinquents in Germany

研究代表者

杉原 薫(Sugihara, Kaoru)

鹿児島大学・法文教育学域教育学系・講師

研究者番号：60610897

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、19世紀末から20世紀初頭のドイツにおける非行青少年を対象とした保護と教育を女性社会福祉職の職務内容に着目して明らかにすることを目的とした。先行研究において「青少年教護」は、不良化するおそれのある青少年や罪を犯した青少年に対する保護と教育を意味しているとされ、その機能は治療的措置として理解されてきた。しかしながら、女性社会福祉職に目を向けると、彼女たちが行った支援は、劣悪な環境にあるすべての子どもたちを対象とし、そこから子どもたちを救い出し、健全な発達を保障しようとする取り組みであったと言える。つまり、青少年による犯罪を未然に防ごうとした予防的措置であったことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is the protection and education of juvenile delinquents in Germany from the late 19th century to the beginning of the 20th century, focusing on the "Sozialarbeiterin". Particularly I considered what had they done in "Deutsche Zentrale fuer Jugendfuersorge".

In a result of the previous researchs, "Jugendfuersorge" meant the protection and education of juvenile delinquents. The function of "Jugendfuersorge" were treatment. As a result of my research, however, the following points were clarified. The "Sozialarbeiterin" was working on the protection and education of the children who were in a bad environment because of abuse and neglect by their parents. Namely they aimed to prevent chuldren's crimes.

研究分野：教育学

キーワード：社会福祉 非行青少年 ドイツ 教育史

1. 研究開始当初の背景

(1) 2013年春以降、我が国ではいじめなどの学校現場で起こる問題を背景として「道徳の教科化」が議論されてきた。この日本における「道徳の教科化」と同様の傾向が近年、ドイツにおいても見られるようになっていく。具体的に述べるならば、いくつかの州で学齢期の子どもたちの道徳性を涵養するべく「倫理」や「LER (Lebensgestaltung-Ethik-Religionskunde)」、「世界観教授」といった授業科目が導入されており、一部の州では必修化されている。ドイツにおいてこうした授業科目が導入されるに至った背景としては、青少年の道徳的荒廃がある。近年、暴力や窃盗などといった犯罪行為に手を染める青少年、校内暴力や授業妨害などが中等教育段階でしばしばみられるようになった。また、学校を中退し、街を徘徊する生徒の存在も見ることができない状況となっている。このように青少年の荒廃とそれに対する保護と教育(教護)に関する問題は、現代的な課題として、また日本にも共通する課題として存在している。

(2) 青少年をめぐる問題への歴史的アプローチは、制度政策史や社会史の領域でも行われてきた。例えば、ポイカート(1987)は、「不良化」や「逸脱」といった言葉で表現されている青少年に対する治療的措置を研究対象として、彼らに対する規律化政策の展開について明らかにした。また、リントン(1991)は、「普通」の青少年を「善導」する育成政策の中でも義務教育修了後の青少年を対象とした補習学校を中核に据えながら包括的な青少年育成政策を描いた。しかし、これらの研究は、青少年に対する保護と教育が社会福祉活動の一環としても行われていたという歴史的事実には着目していない。さらに、その担い手に焦点を当てた研究蓄積は乏しく、特に女性社会福祉職(Sozialarbeiterin)を取り扱った研究は見当たらない。

2. 研究の目的

本研究は、19世紀後半から20世紀前半のドイツにおける非行青少年を対象とした教護事業に関する歴史研究である。具体的には、19世紀末から20世紀初頭のプロイセンで繰り広げられた「青少年教護」(Jugendfürsorge)を取り上げ、荒れた生活環境にあり、罪を犯したり、不良化するおそれのある青少年を対象にした保護と教育がどのようになされていたのかについて女性社会福祉職の職務内容に焦点を当てて考察することを目的としている。そのことにより、従来の研究で見過ごされてきた社会福祉活動としての「青少年教護」の実際を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では、歴史的アプローチの手法を取り、主に以下3つの研究課題を設定して研究を進めた。

研究課題	19世紀後半から20世紀初頭にかけてのドイツの社会状況を「福祉」と「教育」という二つの分析軸から把握する
研究課題	非行青少年として保護と教育の対象にされた青少年たちがどのような生活をしてきたのかといった彼ら/彼女らの生活実態を把握する
研究課題	非行青少年に対して女性社会福祉職がどのような保護や教育を行っていたのかについて明らかにする

これらの研究課題を解決するために主に用いた一次史料は次のようなものである。

ドイツにおける女性社会福祉職養成の第一人者と言われるアリス・ザロモン(Alice Salomon, 1872-1933)による著作

ドイツ初の女性社会福祉職養成校である「ベルリン女子社会事業学校(Soziale Frauenschule Berlin)」による年次報告書

女性社会福祉職の「青少年教護」領域での活躍の場として機能した「ドイツ青少年教護センター(Deutsche Zentrale für Jugendfürsorge)」による出版物

4. 研究成果

(1) 研究課題

19世紀後半から20世紀初頭にかけてのドイツは、農業国から工業国へと変化し、都市化も大きく進んだ。人口も1870年から1910年までの40年間で4080万人から6460万人へとおよそ1.6倍増加している。都市化と人口増加の流れの中で都市における青少年人口も増加した。青少年の都市への集中は、浮浪児の存在や青少年による犯罪の増加を生み、青少年は次第に社会の注目を集める存在となった。そして、この問題に対処するべく青少年の保護や教育を目的とする社会福祉活動が展開されていく。

20世紀初めのドイツにおける青少年を対象とした保護や教育は、大きく「青少年教護(Jugendfürsorge)」と「青少年育成(Jugendpflege)」のふたつの系譜に分けることができる。「青少年教護」は、不良化するおそれのある青少年や罪を犯した青少年に対する保護と教育を意味する。一方、「青少年育成」は、「青少年教護」と異なり、特別な問題を抱えない青少年(14歳~20歳)を対象としてその健康の増進を図ったり、スポーツの機会を与えたりすることにより、彼

らを善導しようとする取り組みである。これらの活動の担い手に目を向けると、「青少年教護」に取り組んだ専門職として「社会教育士 (Sozialpädagoge)」を、「青少年育成」に取り組んだ専門職として「青少年育成者 (Jugendpfleger, -rin)」を挙げることができる。これらの職は主として市民層の男性たちによって構成されていた。さらに、「青少年教護」および「青少年育成」の両方にまたがって活動した「女性社会福祉職」も存在した。

第二次世界大戦後に「青少年援助 (Jugendhilfe)」という概念のもとに統合されることとなる「青少年教護」と「青少年育成」は、ともに主として労働者階級の青少年を対象としている。それは、で述べたように青少年が社会のなかで注目を集めるようになったきっかけに起因する。

「青少年教護」は、もともと孤児救済の取り組みに端を発した。1878年にプロイセンでは「不良化した子どもの収容に関する法律 (Preussisches Gesetz betreffend die Unterbringung verwahrloster Kinder)」が制定され、その中に6 - 12歳で罪を犯した者を適切な家庭もしくは教護院・矯正教育施設へ収容するという「強制教育 (Zwangserziehung)」を行うことが明記された。その後、「青少年教護」は1900年の民法典 (Bürgerliches Gesetzbuch, BGB) により大きく拡大していく。民法典の発効とともに出された「プロイセン未成年者教護教育法 (Preussisches Gesetz über die Fürsorgeerziehung Minderjähriger)」によって「強制教育」は「教護教育 (Fürsorgeerziehung)」へと言い換えられ、18歳未満の未成年者を対象とした教護教育は、後見裁判所の命令によって行われることとなった。1901年以降、教護教育施設に送られる青少年数は毎年6,000人以上にのぼり、1911年には54,000人に達した。

こうした「青少年教護」に携わる専門職として登場してきたのが「社会教育士」である。社会教育士の養成機関としては、ベルリンのドイツ政治大学に設けられた「青少年福祉ゼミナール」、聖職者によってロストック近郊に創設された「青少年育成者ゼミナール」などがある。これらの教育機関では主として大学で理論教育が行われ、近郊の教護教育施設で実践的教育が展開された。大学との連携のもとで養成されたことからわかるように、社会教育士は男性によって担われる職業であった。また、その数的規模は大きなものではなかった。

19世紀末からドイツでは、ブルジョワ女性運動との関連の中で女性たちによる社会福祉活動が活発に繰り広げられるようになった。そして、20世紀に入って「女性社会福祉職」は国家資格となり、専門職としてその地

位を確立していくこととなり、子どもたちの保護と教育に関する活動領域を中心にその活動を展開していく。

(2) 研究課題

「青少年教護」の対象とされた青少年たちがおかれていた具体的状況を「ドイツ青少年教護センター」(以下「センター」も同義)の年次報告書から整理すると、以下のことが明らかとなった。

まず、1907年に「センター」に寄せられた案件は、ベルリンだけで709件にも及んだ。「青少年教護」の対象とされた子どもたちは、0 - 6歳が318人、6 - 14歳が498人、14 - 21歳が353人、21歳以上が3人、出生前が9人で、計1181人であった。

具体的な子どもたちの状況を3つほど挙げておく。

【事例1】

ある8歳の少女の父親は、アルコール中毒者で仕事もせず、暴力的だ。彼は酔って娘を投げ飛ばし、娘は家具にたたきつけられた。さらに父親は娘をげんこつで殴った。母親は父親を恐れているが、一方で依存してもある。夫の怒りを自分に向けさせないために娘を見捨てることもある。

【事例2】

女中をしている未婚女性の6歳の娘は愛情あふれる里親のもとにいたが、結婚した母親がその子を引き取りに来た。しかし、その子は母親と新しい父親によって虐待された。学校がその状況を告発し、里親が再度その子をひきとるが、2か月後にまた母親が取り返しに来て、再度その子は殴られ、けがをし、逃げ出したところを警察に保護された。

【事例3】

ある10歳の少年は学校をさぼって、不潔な身なりで街をうろついている。継父は結核で、母親は妊娠中だった。

このように「青少年教護」の対象となった子どもたちは、両親による子どもの虐待や搾取、ネグレクト、両親のアルコール中毒や投獄、貧困や病気、死といった保護者側の事情、あるいは、子どもの病気や障害といった子ども側の事情から保護の対象とみなされていた。「青少年教護」の領域では犯罪行為に手を染めている子どもももちろんだが、そのほかにさまざまな困難を抱えている子どもたちがその保護の対象となっていた。

(3) 研究課題

20世紀初頭にベルリンではじめての「女子社会事業学校」が誕生して以降、同校で専門教育を受け、養成された女性社会福祉職は、さまざまな施設・団体に活動を展開した。例えば、1913年に女性社会福祉職に斡旋された職場は、64の施設・団体にのぼる。そのうち、青少年の保護と教育にかかわる職場は41か所であった。そのなかでも「青少年教護」の領域で中核的な役割を果たしたのが「ドイツ

青少年教護センター」である。

同「センター」の目的は、「ドイツの青少年教護領域におけるあらゆる努力を助け、まとめるための核をつくること」であり、その目的を達成するために、定期刊行物や各種会合、情報提供を通じて「青少年教護」に関する見解の整理やプロパガンダを行ったり、「青少年教護」に関する実践的な活動を繰り広げた。

女性社会福祉職は、センターに寄せられた救済申請を個別に精査し、個々の事例、個々の子どもたちにあわせた対応をとった。例えば、上記の【事例1】の案件に際しては、子どもを父親から引き離し、避難所としての機能を持つ「児童保護協会 (Der Verein zum Schutz der Kinder)」にゆだねた。【事例2】の案件では、独自調査によって母親による虐待を確認したため、後見裁判所に母親から養育権を取り上げるよう提議した。

このように女性社会福祉職は、後見裁判所のみならず、他の団体・協会と連携して子どもたちの支援にあたったことが明らかとなった。また、この他に自身が持つ個人的ネットワークなどを駆使しながら、子どもたちの救済にあたっている事例も見られた。

(4) 総括

これまでの研究において「青少年教護」は、不良化するおそれのある青少年や罪を犯した青少年に対する保護と教育を意味しているとされてきた。そして、その機能は治療的措置として理解されてきた。しかしながら、女性社会福祉職という「青少年教護」の担い手に目を向けると、「ドイツ青少年教護センター」で彼女たちが行った支援は、孤児や犯罪青少年を対象とするよりもむしろ劣悪な環境にあるすべての子どもたちを対象とし、そこから子どもたちを救い出し、安全な生活、健全な発達を保障しようとする取り組みであったと言える。すなわち、「青少年教護」活動を通じて、青少年による犯罪を未然に防ごうとした予防措置の面を有していたことが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

杉原薫「20世紀初頭ドイツにおける青少年をめぐる保護と教育 担い手の多様性に着目して」『教育学研究紀要』査読無、第61巻、626-631頁、2016年

〔学会発表〕(計2件)

杉原薫「20世紀初頭ドイツにおける女性社会福祉職による青少年教護 フリーダ・ドゥエンジクに焦点を当てて」(中国四国教

育学会、2016年11月6日、鳴門教育大学(徳島県鳴門市))

杉原薫「20世紀初頭ドイツにおける青少年をめぐる社会福祉活動」(中国四国教育学会、2015年11月15日、岡山大学(岡山県岡山市))

6. 研究組織

(1) 研究代表者

杉原 薫 (SUGIHARA, Kaoru)

鹿児島大学・法文教育学域教育学系・講師

研究者番号：60610897